特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区住吉町５番１号吉村ﾋﾞﾙ2階に置く。

（目 的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象に全国における盲導犬事業に関して、国家公安委員会の指定を受けた全国の盲導犬を訓練し認定する法人が、その使命と役割を達成するため緊密な連携のもとに、動物福祉の精神を尊重した盲導犬の育成訓練・普及をはかり、もって盲導犬の適切な使用による視覚障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動事業を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 盲導犬に関する普及啓発事業

(2) 盲導犬に関する相談事業

(3) 盲導犬訓練士及び盲導犬歩行指導員資格基準の策定公表並びに認定事業

(4) 盲導犬事業に携わる職員の養成支援並びに研修事業

(5) 盲導犬使用者団体との相互協力と支援事業

(6) 盲導犬事業に関する諸団体との情報交換及びネットワーク構築事業

(7) 盲導犬育成施設の財政基盤確立支援事業

(8) 盲導犬事業に関する調査・研究事業

(9) 盲導犬事業に関する国際交流事業

(10) 盲導犬事業に係る顕彰事業

(11) その他の目的を達成するために必要な事業

2　この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 盲導犬グッズ販売事業

3　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役 員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上10人以内

(2) 監事　1人以上2人以内

2　理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任及び解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 会費の額
(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 解散における残余財産の帰属
(11) 事務局及び相談室の組織及び運営
(12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。
３　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知

された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資 産

（構 成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（区 分）
第39条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（管 理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の２種とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴う場合のみ）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行なう場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10) 定款の変更に関する事項

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除

く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）
第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）
第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）
第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第56条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 相談室

（相談室の設置）
第58条　この法人に、盲導犬に関する相談を円滑にかつ適正に処理するため、相談室を設置する。
２　相談室には、相談室長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第59条　相談室長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第60条　相談室の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 委員会等

（委員会等）

第61条　この法人に、第５条に規定する事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ運営委員会及び専門部会等（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

２　委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第62条　この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、理事会の推薦により、総会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

３　顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

４　相談役は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答えることができる。

第13章 雑 則

（細則）

第63条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	佐々木 紀夫
副理事長	田 上 昭 一
副理事長	橋 本 照 夫
理　事	中山 慶恵子
理　事	井 上 幸 彦
理　事	神 作　博

理　事　　串田壽明
理　事　　稲田朝次
理　事　　清水和行
理　事　　篠田林歌
監　事　　星野紘紀

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年5月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年３月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　　正会員　（個人・団体）　50,000円
　　賛助会員　（個人・団体）一口5,000円（一口以上）

7　この法人の設立により、全国盲導犬施設連合会の事業及び一切の財産はこの法人が包括的に承継する。

附則　この定款は、令和~~8~~年~~10~~月~~6~~日から施行する。

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和８年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人 全国盲導犬施設連合会

1　事業実施の方針

事業実施の方針

「ともに生きる、ともに歩む」を共通の理念に、全国の動物福祉の精神を尊重した盲導犬訓練法人施設の連合体として、各訓練法人単独では取り組みにくい全国的な盲導犬の啓発活動を広く働きかけるとともに、盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員資格の認定、貸与盲導犬のフォローアップおよび盲導犬無償貸与事業に要する費用の一部助成・補助等を行い、質の高い盲導犬を希望する視覚障害者に一頭でも多く届け、盲導犬の適正使用による、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図る。

(1)盲導犬普及のための広報誌『DUET』・啓発ポスターの発行、補助犬同伴可ステッカーの作成・配布により盲導犬受入への理解を広めるとともに、視覚障害者・関係福祉施設・団体に向けて、墨字版・点字版・CD 版の『盲導犬情報』を作成・配布し、必要な情報を必要とする立場の人に提供する。また、スーパーの店頭等で盲導犬ふれあい教室等、盲導犬への理解を促すキャンペーンを開催する。

(2)盲導犬の同伴入店拒否や事業者からの受入相談等各種問い合せ、盲導犬に関する市民からの通報等、相談内容に応じ各施設と連携して迅速に調査を行い、速やかな解決にあたる。

(3)盲導犬育成の担い手である盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員の資格認定事業を充実するため、施設職員の相互研修会を盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員受験者のスクーリングの場として、研修参加、共同訓練事例発表を行うことを資格付与の要件とする。

(4)加盟施設職員相互研修事業を開催し、訓練技術・知識の相互研鑽と習得、相互交流と連携強化を図る。

(5)全日本盲導犬使用者の会の団体賛助会員に入会し、盲導犬使用について情報交換を行うことにより、より安全な盲導犬の育成に役立てる。

(6)盲導犬事業をより充実するため、国等への要請活動、並びに各施設責任者と盲導犬育成・訓練の現状などの意見交換、盲導犬の普及に向けた連絡・打合せ等を行い、施設間の連携を強める。

(7)各施設を通して盲導犬を希望する全国の視覚障害者に、社会参加と自立支援を目的とした盲導犬の無償貸与費用の一部助成・補助及びフォローアップに対して一部助成を行う。

(8)国や自治体が実施する盲導犬事業施策、視覚障害者施策について情報を収集し、各施設・視覚障害者に情報提供を行う。

(9)国際盲導犬連盟主催のセミナー（隔年開催）へ加盟法人施設職員が参加する際の交通費や参加費・通訳料の一部を助成する。

(10)盲導犬育成事業の貢献者の功績を讃え、顕彰し永く後世に伝承する。

2　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【41,890】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
盲導犬に関する普及啓発事業	・広報誌 DUET15 万部、ﾎﾟｽﾀｰ 6 千枚、補助犬同伴可ｽﾃｯｶｰ等の作成・配布。	令和８年４月１日～令和９年３月 31 日	募金箱設置店・公共施設・全国の盲導犬施設事務局	職員５名	全国の市民 企業、団体等	約 31 万人	16,533
	・盲導犬使用者に向けた墨字版・点字版・CD 版の盲導犬情報を作成、関係部署や盲導犬使用者、盲導犬希望者に配布する。	令和８年９月、令和９年３月発行予定		職員１名	視覚障害者 盲導犬使用者		
	・ふれあい教室等、盲導犬啓発ｲﾍﾞﾝﾄの実施。	令和８年４月１日～令和９年３月 31 日	ｽｰﾊﾟｰ等の店頭ほか	職員５名	全国の市民 企業、団体等		
	・ﾏｽｺﾐ取材に適確・迅速	令和８年４月１		職員５名			

	に対応する。 ・大型募金箱の新規作成・設置増加・修理に対応する。	日～令和9年3月31日	募金箱設置店	職員5名	全国の市民企業、団体等		
盲導犬に関する相談事業	・盲導犬に係る市民からの各種ｸﾚｰﾑ通報等について、加盟施設と連携して迅速な調査・解決にあたる。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	事務局相談室	職員5名	視覚障害者 全国の市民企業、団体	約31万人	690
盲導犬訓練士歩行指導員及び盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員資格公定並びに認定基準並びに盲導犬育成施設認定事業	・盲導犬育成の担い手である盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員の知識・技能を審査し、資格の認定を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	加盟施設	職員2名 審査員 9名	受験者	7人（予定）	973
盲導犬事業にのびのび携わる職員並びに養成支援に研修事業	・資格認定受験者を対象としたｽｸｰﾘﾝｸﾞを加盟施設職員相互研修会に組み込み、研修会の参加を認定要件とする。 ・ﾃｰﾏを決めて各施設の職員が一つの施設に集まり、業務見学・意見交換を行うことにより、盲導犬育成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの全体的な向上を図る。	令和8年4月1日～令和9年3月31日 令和8年4月1日～令和9年3月31日	加盟施設、オンライン 加盟施設、オンライン	職員3名 職員3名	受験者 加盟8施設 加盟8施設	7人（予定）	3,180
盲導犬使用者相互事業 盲導犬との支援と協力団体	・盲導犬使用者団体である全日本盲導犬使用者の会の団体賛助会員に入会し、盲導犬使用について情報交換を行う。 ・全日本盲導犬使用者の会の総会、交流会へ参加し、ﾕｰｻﾞｰｻﾎﾟｰﾄを行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日 令和8年5月23日～24日	事務局 横浜	職員 2名 施設職員 8名 職員 1名 施設職員 3名	全犬使会役員及び盲導犬使用者 全犬使会会員		617
盲導犬事業に関する諸団体と及び情報交換ネットワーク構築事業	・視覚障害関係団体と連携し身体障害者補助犬法をより充実するための要請活動を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	事務局	職員 5名 施設職員 8名	視覚障害者	約31万人	1,502
盲導犬育成施設の財政基盤確立支援事業	・視覚障害者の社会参加と自立支援を目的とした盲導犬の無償貸与費用及びﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟに対して一部助成・補助を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	加盟施設	職員2名	盲導犬使用者、盲導犬希望者、加盟8施設		15,011
盲導犬事業に関する調査・研究事業	・国・自治体が実施する盲導犬事業・視覚障害者施策について情報を収集し、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について、各施設へ随時情報提供に努める。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	厚労省 国家公安委員会 都道府県他 補助犬議連	職員2名	視覚障害者 盲導犬使用者	約31万人	177

盲導犬事業に関する国際交流事業	・国際盲導犬連盟ｾﾐﾅｰに、施設職員が参加する際の交通費や参加費・通訳料の一部を助成する。	令和8年5月14日～17日	横浜	職員2名	加盟8施設		3,100
盲導犬事業に係る顕彰事業	・盲導犬育成事業に貢献した人の功績を讃え、顕彰し、永く後世に伝承していく。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	事務局	職員2名	盲導犬事業貢献者		107

（2）その他の事業　　（事業費の総費用【0】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費（千円）
盲導犬ｸﾞｯｽﾞ販売事業	・盲導犬ｸﾞｯｽﾞの作成・販売。	な　し	な　し	な　し	0

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和９年度　事業計画書

特定非営利活動法人 全国盲導犬施設連合会

1　事業実施の方針

事業実施の方針

「ともに生きる、ともに歩む」を共通の理念に、全国の動物福祉の精神を尊重した盲導犬訓練法人施設の連合体として、各訓練法人単独では取り組みにくい全国的な盲導犬の啓発活動を広く働きかけるとともに、盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員資格の認定、貸与盲導犬のフォローアップおよび盲導犬無償貸与事業に要する費用の一部助成・補助等を行い、質の高い盲導犬を希望する視覚障害者に一頭でも多く届け、盲導犬の適正使用による、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図る。

(1)盲導犬普及のための広報誌『DUET』・啓発ポスターの発行、補助犬同伴可ステッカーの作成・配布により盲導犬受入への理解を広めるとともに、視覚障害者・関係福祉施設・団体に向けて、墨字版・点字版・CD 版の『盲導犬情報』を作成・配布し、必要な情報を必要とする立場の人に提供する。また、スーパーの店頭等で盲導犬ふれあい教室等、盲導犬への理解を促すキャンペーンを開催する。

(2)盲導犬の同伴入店拒否や事業者からの受入相談等各種問い合せ、盲導犬に関する市民からの通報等、相談内容に応じ各施設と連携して迅速に調査を行い、速やかな解決にあたる。

(3)盲導犬育成の担い手である盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員の資格認定事業を充実するため、施設職員の相互研修会を盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員受験者のスクーリングの場として、研修参加、共同訓練事例発表を行うことを資格付与の要件とする。

(4)加盟施設職員相互研修事業を開催し、訓練技術・知識の相互研鑽と習得、相互交流と連携強化を図る。

(5)全日本盲導犬使用者の会の団体賛助会員に入会し、盲導犬使用について情報交換を行うことにより、より安全な盲導犬の育成に役立てる。

(6)盲導犬事業をより充実するため、国等への要請活動、並びに各施設責任者と盲導犬育成・訓練の現状などの意見交換、盲導犬の普及に向けた連絡・打合せ等を行い、施設間の連携を強める。

(7)各施設を通して盲導犬を希望する全国の視覚障害者に、社会参加と自立支援を目的とした盲導犬の無償貸与費用の一部助成・補助及びフォローアップに対して一部助成を行う。

(8)国や自治体が実施する盲導犬事業施策、視覚障害者施策について情報を収集し、各施設・視覚障害者に情報提供を行う。

(9)令和 10 年度開催の国際盲導犬連盟主催のセミナー（隔年開催）への参加に向けた準備を行う。

(10)盲導犬育成事業の貢献者の功績を讃え、顕彰し永く後世に伝承する。

2　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　（事業費の総費用【39,208】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
盲導犬に関する普及啓発事業	・広報誌 DUET15 万部、ﾎﾟｽﾀｰ 6 千枚、補助犬同伴可ｽﾃｯｶｰ等の作成・配布。	令和９年４月１日～令和10年３月31日	募金箱設置店・公共施設・全国の盲導犬施設	職員５名	全国の市民 企業、団体等	約 31 万人	16,005
	・盲導犬使用者に向けた墨字版・点字版・CD 版の盲導犬情報を作成、関係部署や盲導犬使用者、盲導犬希望者に配布する。	令和９年９月、令和10年３月発行予定	事務局	職員１名	視覚障害者 盲導犬使用者		
	・ふれあい教室等、盲導犬啓発ｲﾍﾞﾝﾄの実施。	令和９年４月１日～令和10年３月31日	ｽｰﾊﾟｰ等の店頭ほか	職員５名	全国の市民 企業、団体等		
	・ﾏｽｺﾐ取材に適確・迅速に対応する。	令和９年４月１日～令和10年		職員５名			

	・大型募金箱の新規作成・設置増加・修理に対応する。	3月31日	募金箱設置店	職員5名	全国の市民企業、団体等		
盲導犬に関する相談事業	・盲導犬に係る市民からの各種ｸﾚｰﾑ通報等について、加盟施設と連携して迅速な調査・解決にあたる。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	事務局相談室	職員5名	視覚障害者 全国の市民企業、団体	約31万人	743
盲導犬訓練士及び盲導犬歩行指導員の資格並びに認定基準の策定並びに認定事業	・盲導犬育成の担い手である盲導犬訓練士・盲導犬歩行指導員の知識・技能を審査し、資格の認定を行う。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	加盟施設	職員2名 審査員9名	受験者	6人（予定）	948
盲導犬事業に携わる職員の養成並びに研修事業	・資格認定受験者を対象としたｽｸｰﾘﾝｸﾞを加盟施設職員相互研修会に組み込み、研修会の参加を認定要件とする。 ・ﾃｰﾏを決めて各施設の職員が一つの施設に集まり、業務見学・意見交換を行うことにより、盲導犬育成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの全体的な向上を図る。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 令和9年4月1日～令和10年3月31日	加盟施設、オンライン 加盟施設、オンライン	職員3名 職員3名	受験者 加盟8施設 加盟8施設	6人（予定）	3,980
盲導犬使用者団体との相互協力と支援事業	・盲導犬使用者団体である全日本盲導犬使用者の会の団体賛助会員に入会し、盲導犬使用について情報交換を行う。 ・全日本盲導犬使用者の会の総会、交流会へ参加し、ﾕｰｻﾞｰｻﾎﾟｰﾄを行う。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 未定	事務局 未定	職員2名 施設職員8名 職員1名 施設職員	全犬使会役員及び盲導犬使用者 全犬使会会員		617
盲導犬事業に関する諸団体との情報交換及びネットワーク構築事業	・視覚障害関係団体と連携し身体障害者補助犬法をより充実するための要請活動を行う。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	事務局	職員5名 施設職員8名	視覚障害者	約31万人	1,610
盲導犬育成施設の財政基盤確立支援事業	・視覚障害者の社会参加と自立支援を目的とした盲導犬の無償貸与費用及びﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟに対して一部助成・補助を行う。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	加盟施設	職員2名	盲導犬使用者、盲導犬希望者、加盟8施設		15,011
盲導犬事業に関する調査・研究事業	・国・自治体が実施する盲導犬事業・視覚障害者施策について情報を収集し、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について、各施設へ随時情報提供に努める。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	厚労省 国家公安委員会 都道府県他 補助犬議連	職員2名	視覚障害者 盲導犬使用者	約31万人	177

盲導犬事業に関する国際交流事業	・令和10年度開催の国際盲導犬連盟主催のセミナー（隔年開催）への参加に向けた準備を行う。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	事務局	職員2名	加盟8施設		10
盲導犬事業に係る顕彰事業	・盲導犬育成事業に貢献した人の功績を讃え、顕彰し、永く後世に伝承していく。	令和9年4月1日～令和10年3月31日	事務局	職員2名	盲導犬事業貢献者		107

（2）その他の事業　　（事業費の総費用【0】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費（千円）
盲導犬ｸﾞｯｽﾞ販売事業	・盲導犬ｸﾞｯｽﾞの作成･販売。	な　し	な　し	な　し	0

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和８年度　活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金　額	小計・合計	金　額	小計・合計	
【A】　経　常　収　益					
1　受取会費		800,000		0	800,000
正会員受取会費	800,000				
2　受取寄附金		74,000,000		0	74,000,000
受取寄附金	30,000,000				
募金	44,000,000				
3　受取助成金等		0		0	0
4　事業収益		0		0	0
5　その他の収益		200,000		0	200,000
受取利息	200,000				
経　常　収　益　計		75,000,000		0	75,000,000
【B】　経　常　費　用					
1　事業費					
（１）人件費		25,600,000		0	25,600,000
給与手当	21,700,000				
法定福利費	2,200,000				
退職給付費用	1,700,000				
（２）その他経費		41,890,000		0	41,890,000
旅費交通費	7,832,000				
通信運搬費	4,408,000				
消耗什器備品費	2,240,000				
消耗品費	391,000				
印刷製本費	6,086,000				
水道光熱費	240,000				
賃借料	1,531,000				
諸謝金	1,215,000				
渉外費	265,000				
雑費	10,000				
支払手数料	434,000				
業務委託費	1,348,000				
会議費	44,000				
広告宣伝費	176,000				
調査費	7,000				
盲導犬育成助成	15,000,000				
リース料	663,000				
事業費計		67,490,000		0	67,490,000
2　管理費					
（１）人件費		2,940,000		0	2,940,000
役員報酬	120,000				
給与手当	1,980,000				
法定福利費	600,000				
退職給付費用	150,000				
福利厚生費	90,000				
（２）その他経費		4,570,000		0	4,570,000
印刷製本費	81,000				
会議費	25,000				
旅費交通費	1,255,000				
通信運搬費	120,000				
消耗品費	72,000				
水道光熱費	240,000				
賃借料	1,831,000				
リース料	284,000				
租税公課	50,000				
支払手数料	88,000				
渉外費	50,000				

業務委託費	300,000				
資料費	50,000				
保険料	20,000				
広告宣伝費	44,000				
雑費	60,000				
管理費計		7,510,000		0	7,510,000
経常費用計		75,000,000		0	75,000,000
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		0		0	0
【C】 経常外収益					
固定資産売却益		0			
過年度損益修正益		0			
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0		0	0
経理区分振替額 ・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		0		0	0
法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					
前期繰越正味財産額 ・・・⑥					
次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥					0

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和９年度　活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金　額	小計・合計	金　額	小計・合計	
【A】　経　常　収　益					
1　受取会費		800,000		0	800,000
正会員受取会費	800,000				
2　受取寄附金		69,000,000		0	69,000,000
受取寄附金	30,000,000				
募金	39,000,000				
3　受取助成金等		0		0	0
4　事業収益		0		0	0
5　その他の収益		200,000		0	200,000
受取利息	200,000				
経　常　収　益　計		70,000,000		0	70,000,000
【B】　経　常　費　用					
1　事業費					
（１）人件費		23,500,000		0	23,500,000
給与手当	20,000,000				
法定福利費	2,000,000				
退職給付費用	1,500,000				
（２）その他経費		39,208,000		0	39,208,000
旅費交通費	4,509,000				
通信運搬費	4,955,000				
消耗什器備品費	1,450,000				
消耗品費	391,000				
印刷製本費	6,310,000				
水道光熱費	240,000				
賃借料	1,800,000				
諸謝金	2,215,000				
渉外費	265,000				
雑費	10,000				
支払手数料	432,000				
業務委託費	755,000				
会議費	29,000				
広告宣伝費	176,000				
調査費	7,000				
盲導犬育成助成	15,000,000				
リース料	664,000				
事業費計		62,708,000		0	62,708,000
2　管理費					
（１）人件費		2,810,000		0	2,810,000
役員報酬	120,000				
給与手当	1,880,000				
法定福利費	600,000				
退職給付費用	150,000				
福利厚生費	60,000				
（２）その他経費		4,482,000		0	4,482,000
印刷製本費	81,000				
会議費	25,000				
旅費交通費	1,256,000				
通信運搬費	120,000				
消耗品費	72,000				
水道光熱費	240,000				
賃借料	1,800,000				
リース料	284,000				
租税公課	50,000				
支払手数料	50,000				
渉外費	50,000				

業務委託費	300,000				
資料費	50,000				
広告宣伝費	44,000				
雑費	60,000				
管理費計		7,292,000		0	7,292,000
経常費用計		70,000,000		0	70,000,000
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		0		0	0
【C】 経常外収益					
固定資産売却益		0			
過年度損益修正益		0			
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0		0	0
経理区分振替額 ・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		0		0	0
法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					
前期繰越正味財産額 ・・・⑥					
次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥					0